

The Currency Circumstance in Japan and China from Fifteenth Century to the Sixteenth Century

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/25378

15・16世紀日本と中国における通貨事情について

人間社会環境研究科 社会システム専攻
小早川 裕悟

The Currency Circumstance in Japan and China from the Fifteenth Century to the Sixteenth Century.

KOBAYAKAWA Yugo

Abstract

In the Middle Ages in Japan, the currency was fluid because, the Japanese currency depended on China's currency. Previously, researchers believed that the change of currency in Japan accounted for the inflow of silver into China. In this research, I consider the currency of Japan from several perspectives, including the "Erizenirei". From these perspectives, I propose a new explanation: the effect of Chinese currency on Japanese currency was based specifically in "Longxi" province in southeast China, which contained the port city of "Yuegang" once a stronghold of smugglers who brought Chinese currency to Japan.

The first chapter presents the economic conditions in Japan and China from the fifteenth century to the sixteenth century. The second chapter explains the currencies of the Middle Ages. The third chapter describes the relationship between the currencies of Japan and China from the standpoints of the Erizenirei, silver, and other factors. Finally, I discuss how the growth of the very weak Chinese currency in "Longxi" province affected Japanese currency.

Key Words

Currency, Erizenirei, Silver

はじめに

日本中世の貨幣史については、第一人者である小葉田淳の研究¹⁾により確立されたとみなすことができる。その後、1990年代以降において、足立啓二の日本と中国は連動性を持ち、中世日本は中国の内部貨幣に取り込まれていたとする新たな主張²⁾をきっかけとして、議論が活発に行われるようになった。また、近年においては、堺等の発掘調査から、日本において中国錢を模した私鑄錢が鑄造された事実が明らかになったことにより、現在新たな論議が交わされている³⁾。

ここからは、今までになされてきた中国を中

心とするアジア圏における中世貨幣史の先行研究についてまとめていくことで、研究整理を行いたい。

小葉田淳の研究以降、停滞感の見られた中世貨幣史であったが、前述のように1990年代以降足立の新たな論とそれを批判する立場をとった大田の論により、活発の兆しが表ってきた⁴⁾。

そして近年、新たな論として評価されている論文を執筆したのが黒田明伸である。

黒田は、北京での永樂錢への撰錢開始時期から江南地方からの私鑄永樂錢に目を向け、16世紀より明代私鑄錢製の「古錢（＝新錢）」が流通していたことから、民間での撰錢開始により北京への

私鋳銭の流入形成が認められ、それが日明貿易により日本へ流入したと推測した。また、16世紀初頭より貨幣の階層化が見られることから、従来の説である「悪貨が良貨を駆逐する」世界ではなく、悪銭と精銭は競存している世界とした。日本における16世紀中期からの銭体系の動搖は、15世紀後半からの中国銭流入停止をきっかけとした基準銭である精銭の動搖によるものであるとした⁵⁾。

また、近年において注目されているのが「枝銭」である。「枝銭」とは、銭を鋳造する際の元となるものであり、日本において中国銭を模した私鋳銭が鋳造されていた事実を示すものである⁶⁾。「枝銭」の発見により、日本での私鋳銭の鋳造が推定されるため、従来のように出土銭貨に描かれている文字により、時期を決定することの危険性が挙げられている⁷⁾。また桜井英治は、既に15世紀には、私鋳銭の生産が安定期にあったと推測し、この背景には、私鋳銭生産が銭荒を緩和する民間的対応であると同時に、銭貴による利潤行為であるためと捉えた⁸⁾。今後においては、桜井が国内私鋳銭生産の主体と技術力の解明が必要であると唱え⁹⁾、櫻木晋一は、銭貨の生産技術については日本のみを対象とするべきではないとした¹⁰⁾。日本・中国の貨幣事情に大きな影響を及ぼしたとされる銀については、本多博之が、銭貨は日本国内の遠隔地取引用通貨以外にも貿易決済上の国際通貨として役割を果たしていたが、日本産の石見銀が流通する16世紀以降の銀貨・金貨によってこれらの役割を吸収されてしまい、最終的には市場取引通貨としての役割のみとなつたとしている¹¹⁾とする日本側の見解を述べている。一方、中国側の見解については足立が、明朝における銀貨の流入が銭貨の貨幣的機能を吸収してしまったとする従来の理論を否定し、むしろ日常的な流通手段である銭貨は市場的要素の発展した地方では流通手段としての要求が強く、市場経済の発展を示す指標になっていると主張している¹²⁾。

以上の論文以外にも、中世の貨幣に関する先行研究は多数存在しており、幅広い研究が行われてきている。近年では、すでに述べたように、黒田

により新説が提唱されており、中世の日本・中国間における江南地方以南と日本の交易や密貿易を通じた経済及び通貨状況に関する連関性について言及する余地はあると考えられる。よって、本論文では、これまでの先行研究を踏まえつつ、15世紀から16世紀に着眼点を置き、日本と中国の通貨事情について撰銭令のみだけではなく銭価変動や貿易等の観点から多角的に追求していくことを目的とする。

1. 15・16世紀における日本・中国の経済事情

本論文において着目する15・16世紀とは、顕著な変動がみられる時期である。この変動は、支配体制や社会体制等の多岐にわたっており多方面に影響を及ぼしている。このような変動の過程において、影響を及ぼされた一つの分野の中には「貨幣」が含まれていたと考えられる。

本章においては、この変動を日本・中国それぞれの観点において、15・16世紀の歴史を概観していきたい¹³⁾。

(1) 日本

経済に関わる領国の支配体制について室町幕府においては、守護・地頭のそれぞれの所領から得られる収入量を貫文でとらえ、一定の割合を徴収する貫高制が成立していた。当初の室町幕府における貫高制は、将軍と御家の主従制の確立を意味していたが、時代の流れとともにこの点もまた変化し、家臣の所領の収益を貫高で把握することにより主従関係の役の基準高としての意味合いが定着した。室町幕府崩壊後の戦国大名においての貫高制は、室町幕府の時代に持っていた意味合いをさらに強化したものとなった。それは、他の戦国大名に対抗するための組織的軍事力を形成し、郷村を基盤とした国支配の権力体制を構築することが必要であったという背景によって、幕府体制の下で形成された貫高制に基づく固定化されていた所領高のより正確な把握と、それに見合った軍

役賦課を行うことを確立させた。そして、その後における貫高制による支配体制は、豊臣秀吉の統一支配以後に大きく変貌を遂げた。秀吉はそれまでの貫高制を廃し、石高制を採用した。主従関係を確立するための基準であるものが各地の戦国大名によって異なっていたために、貫文がこれまで担ってきた機能を米に持たせ、石高と表示し、米を統一基準として利用した。その統一の過程における升や太閤検地は有名である。この石高制は、江戸幕府においても採用され、近世日本の根幹を担う部分としての機能を持っていた。

商人については、中世後期に商人という立場が確立された。これは上述した貫高制が軍役体制であるとともに、民が大名に対しその職能に応じて役を負担する体制であったためであった。この貫高制の機能と大名権力の確立によって、中世後期の社会的分業の発達によって形成されつつあった職業と社会的身分が結びついていった。「商業＝商人」といったような職業と社会的身分の結びつきは、新しい安定した大名の支配秩序の形成と密接な関係にあったため、豊臣政権期において「身分法令」のような形では打ち出されていないが、身分編成の方向性はほぼ完成されていた。また商人は、大名等の権力層に対して金貸しを行うことが多く、権力層からの保護を十分に受けていた。この保護により商人もある程度の力を維持するようになり、次第に独立した取引の動きを行いつつあった。

生産に関しては、15世紀より生産量の増加等により拡大傾向にあった。これは、鎌倉時代に整備されつつあった水利灌漑技術が全国的な広がりをみせたことによって、二毛作から三毛作へと農業技術の進歩があったからであった。用水以外の農業技術も進歩を見せており、牛馬耕や鉄製農具、草木灰・金肥の使用等の普及があった。このような背景により農業生産力は向上していった。そして農業生産力の向上は、中世日本経済に対しても影響を与える、商人を中心とする経済を活性化させる要因の一つになった。

流通に関しても生産と同様に活性化の動きが見

られた。特に海上流通が盛んであった。瀬戸内では、当時の関税記録を書き記した「納帳」によると兵庫湊の繁栄が見て取ることができ、阿波の藍や備前の壺等の各地の特産品や米・麦といった穀類等の食料品が現地から商品化されて積み出しされ、畿内に大量に搬入されていた事実があった。また日本海側の海上流通においては、近年の発掘成果により、陸奥十三湊の都市的状況が交易により全盛期を迎えていたことが分かっている。加えて、当時の文書から瀬戸内における兵庫の機能を日本海側では若狭小浜が掌握していた点も判明している。このように瀬戸内ののみの流通ではなく、日本列島を大きく巻き込んだものに発達していく。

次に貿易の面に関して述べていきたい。中世日本では、貿易と倭寇が一定の関係を持っていた。倭寇は14世紀において激化し凶暴化の一途をたどっていたが、15世紀になると、近隣諸国の対応策や懷柔策、第3代將軍足利義満の禁圧政策により小康状態に落ちていた。このような状態の中で日本は、明の冊封体制に入り、建文帝による義満の国王号承認が実現した。その後の日明貿易は、第4代將軍足利義持の時代の断絶を経て1432年、第6代將軍足利義教の時代において再開され、応仁の乱までに23艘の貿易船が派遣された。日明貿易は日本側からは刀剣等が輸出され、一方で明からは生糸等が輸入された。また、日明貿易は朝貢貿易であったため日本にとって多大な利益をもたらす交易であった。

しかし、権力層の弱体化に伴い倭寇はその形を海賊へと変化させた。この海賊は、日本列島の西部沿岸・島嶼に居住し、その拠点を中心とした一定範囲の海上支配権や自力救済権の行使を中世社会の基本的権利とし、通行する船舶からの通行税の徵収や掠奪行為を行うことを正当な権利とみなしていた。日本列島沿岸部に形成されていた海賊の領域は、鎖状につながっており重層的に重なっていた部分もあった。この部分では、「上乗り権」と呼ばれる海上自由通行権に基づき、相互の航行が保障されていた。また、海賊は単なる武装集団

ではなく取引をも扱う武装商人集団であった。上乗り権によって海賊は海上を自由に通行し、広く交易・廻船業を営んでいたが、その交易範囲は日本列島周辺のみならず環日本海・環東シナ海にまで拡大していた。その後の1526年、博多商人神谷寿禎が石見銀山を発見し、朝鮮から伝わった新しい銀精錬技術を採用することによって日本の銀の産出額が急増した。この技術革新に基づく日本の銀産出量の増大とその輸出は、東アジア交易圏としての倭寇的世界を拡大・活発化させるとともに、それまでたいした交易品を持たなかった日本をこの東アジア交易圏における重要な交易国として発展させるまでにいたった。

以上のように貿易の面においては、中国・朝鮮等の東アジア諸国間では拡大・活発化の方向に進んでいたが、16世紀初頭になるとその様相は変化していくことになった。前述した倭寇交易圏に、東アジアに進出してきたポルトガル人をはじめとするヨーロッパ人が加わり、この交易圏は世界的規模の交易の一翼を担うことになった。日本においても16世紀半ばの1543年に種子島に漂着したポルトガル人が日本に初めて鉄砲を伝えた出来事をきっかけにして、ポルトガル人・スペイン人の交易船、いわゆる南蛮船が次々と九州各地にやってくることになった。九州の大名はこれらの南蛮船を積極的に迎え、交易を盛んに行った。これにより九州を中心とする諸大名とヨーロッパ人の結びつきが確実なものになり、拡大傾向にあった倭寇的世界が構築した東アジア交易圏の中に、ヨーロッパ人が新たに参入し、その位置づけが大きく変化した。

豊臣政権期には、日本列島周辺の海域も豊臣政権の統一領域に含まれてしまったために倭寇勢力による海賊行為が否定され、国家が対外交易を独占する形態になったものの、東アジア交易圏での位置づけは変化しなかった。

(2) 中国

明朝における当初の経済に対する基本理念は、農本主義と現物経済であった。これは明朝創設前

後の荒廃した農村の復興をすすめるまでの基本形態であったが、15世紀に入り北京遷都等の活動をきっかけに南北の物流が活発性を回復してくるようになると、南京と北京の距離的問題等により現物経済を推し進めることが難しくなった。またこの点に加えて、北京遷都後も河谷平野とデルタ地域の開発が進んだことによって、以前から中国经济の中心地であった江南地方では、15世紀に入ると、商品生産としての綿業や絹織物業の繁栄や貨幣を獲得するための桑栽培等の商業的農業の展開により、北京ではなく江南地方に穀物や商品等のほぼ全ての物流が集中するようになった。しかし、遠く離れた北京へのこれら物資の恒常的な輸送問題が解決していなかった。これらの問題により、南京と北京で穀物等の物価に差が生じ、現物経済に基づく財政運営の破綻が表面化した。そしてこの破綻は、江南地方を中心に次第に銀を主体とする貨幣経済を普及させていくことになり、最終的には北京にまで拡大していったのである。

16世紀になると、15世紀とは異なる事情が現れた。16世紀は中央が不振の時期を迎えており、政治は混乱状態に陥ることが多かった。このような中央と政治の不振を経済と地方が補うかのように、中国社会の経済的力量がかつてなく充実した。辺境地域の軍隊の将士に、全国から徴収した代納銀を給与として与え、軍隊の関係者が必要とする食料や医療品等を提供するために商人が頻繁に往来していたように、地方への物流が盛んとなつた。この銀を媒介とする商品の流通網は、各地方を連ねて全国いたるところに張り巡らされた。つまりは、16世紀の銀産量の増大が中国における急速な商業化の時代をもたらしたのであった。

江南地方について述べるならば、15世紀前半の江南地方の中心部である蘇州は、元末の戦乱により大きな被害を受けており、その復興を果たすのは15世紀後半だった。この点において北京遷都は、結果として経済の中心から政治の中心への移行をもたらし、江南地方の経済発展を促す一因となつた。江南地方の諸都市では、宋元時代から国家的需要を満たす絹織物業をはじめ様々な手工業が成

立していた。これら都市の手工業者も匠役制と呼ばれる作坊（官営工場）での無償労働が義務付けられていたが、15世紀後半の経済の急速な回復とともに匠役制は弛緩し、他の徭役と同様に銀納化することが可能であるくらいに貨幣経済が浸透していた。

農村については、明代中期以降、商業的農業の展開と平行して定期市の開催や常設の店舗をもつ市・鎮が発生した。副業生産を行っていた農民は、毎日のように開かれる市で日常的に副業生産のための原料を購入し、それを半製品に仕上げて売りに出した。また多くの日用品や穀物等もここから購入しており、明代後期以降の農民の生活は周辺地域の特定の市・鎮と深く結びついていた。そして、この全国の農村部に広まった市・鎮は、明代後期以降において仏山鎮の製鉄業のような專業的な鎮が成立し、鎮は農民の日常的交易市場と手工業都市の性格を併せ持つようになった。

貿易に関して見ていくと、すでに第1節において触れている部分もあるが、明朝は東アジア諸国に対して朝貢貿易を確立させていた。その中には室町幕府も含まれている。幕府の力が強かった当初は、平穏のうちに貿易関係が継続した。しかし、幕府の弱体化に伴い貿易の管理権は、堺商人と結びついた細川氏と博多商人と結びついた大内氏等の有力守護大名の手に移っていった。1523年に起こった細川氏と大内氏の対立による寧波の乱により、明朝は、朝貢貿易に対する管理の強化と直接交易を行う私貿易の取り締まりの方針を打ち出した。その後も貿易は継続しており、16世紀半ばに中国民衆を中心とした反海禁闘争がピークに達した結果、隆慶帝により海禁政策は弛められ、これまで禁止されてきた中国人の海外渡航も黙認されるようになった。しかし依然として、日本との直接交易は禁止されていた。

2. 日本・中国における通貨の流通事情

ここからは、中世の日本・中国における通貨の事情について言及し、通貨がどのように流通して

いたのかという点について先行研究に依拠しつつ、改めて確認をしていきたい。

(1) 日本・中国における錢の意義

まず、15・16世紀の通貨事情の根幹部分にあつた錢の意義について触れておきたい。

錢の単位である「文」は、最少の係数単位である¹⁴⁾。しかし、中世における日本・中国間（多くのアジア地域）での「文」は、西洋諸国等の諸地域の貨幣と本質的に異なるものであった。西洋の諸貨幣は、貴金属の重量によって定義される計数単位を持つ¹⁵⁾が、錢の1文は1枚である¹⁶⁾ことを指し、鑄銭されるその時々によってその重量は、1錢4分（約5グラム）から6分（約2グラム）と統一されていない¹⁷⁾。また極端な例では、金錢・銀錢においても1枚1文と計数される¹⁸⁾のである。これらの意味において、1文とは1枚という単純な計数表現であった。この錢のあり方は、12世紀の渡来錢の流入以降から15世紀までは安定的であったといえる。しかし、15世紀後半に入り、この状況から転じ、錢は1枚1文という単一の価値尺度としての機能を失った¹⁹⁾のである。この機能喪失の結果が、市場において「撰錢」という形で表出していくことになったといえる。

しかし、貨幣が成立するには重量等による定義づけ、つまりはどのようなものが錢として認知されるかという枠組みが必要である²⁰⁾。定義付けについては、錢が宋代において大量鑄銭された²¹⁾ことによって行われた。この宋代の鑄銭は、国家主導で行われ、その役割は市場における流通手段であるよりは、第一義的に専制国家の国家的支払い手段（国家への支払い手段と国家からの支払い手段）を実現するものであった²²⁾。このため、錢は統一的な価格計数単位としての地位を獲得し、国家財政と結びつく宋代の商業における流通手段としての機能を持ったのである²³⁾。これらにより、国家財政が錢に対して貨幣としての定義を与えていたと言えるのである。

以上の事柄から、貨幣としての定義を与えられた錢は、西洋の諸貨幣とは貨幣としての定義付け

が異なるものの、その機能は、国家の財政手段としての錢の位置づけによって左右される内部貨幣²⁴⁾となりえたのである。

(2) 日本での代錢納

次に、日本における代錢納について触れ、中国からの日本への錢の流入について述べておきたい。

代錢納については、古くは奈良時代にまで遡ることができる。奈良時代、皇朝十二錢が鋳造されていた和銅5年（712年）に、諸国の調・庸を錢をもって換えることができる旨の詔が出されていることが代錢納の始まりであろう²⁵⁾。しかし、皇朝十二錢以後、日本での鋳錢は途絶え、現物貨幣とする市場構造へと転化していった。このような状況の中、再び貨幣経済の機運を高めたのが、平清盛によって始められた日宋貿易であった。

平清盛は、福原に港を開き、日宋貿易を振興した。このことが貨幣経済成立の契機になった²⁶⁾とされている。これにより、1170年代以降、錢の流入が顕著になったが、その範囲は政治の中心地であった畿内にのみ流通していた²⁷⁾。流通がもう一段階拡大し、日本の市場や商業地域において錢行使が始まったと考えられるのは、1270年代に入ってからである²⁸⁾。その背景については、多くの史料が残されている点を根拠に、南宋領内から多量の宋錢が中国から日本へ流出していた²⁹⁾ことが明らかである。日本側から見ても、この点は、莊園年貢の代錢納件数の変遷（表1）を参照すると、13世紀末以降より徐々に代錢納件数の増加傾向を見てとることができることから、同様の見解を得ることができる。

また、大寺社所有の莊園領内の農民³⁰⁾においても、錢の需要拡大の傾向が見られ、農民自身が生産物を市場に持ち込み、錢を獲得し、それによって代錢納を行っていた事実³¹⁾が挙げられている。このような代錢納の拡大は、市場流通のみならず、一部ではあるが農民内においても錢使用が拡大する契機になったといえるであろう。

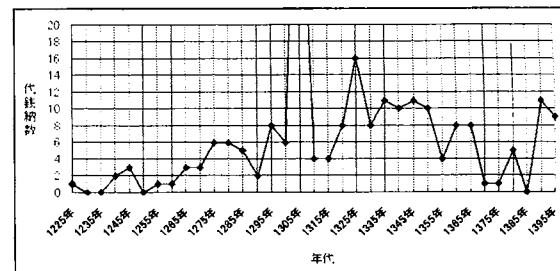
しかし、1360年代から1380年代になると、明朝が錢を違禁物資とする海禁政策を実施し³²⁾、錢の

流入が滞ってしまったことから件数は減少（表1）し、日本における錢の流通が後退する状況になる。そして、1390年代から再び回復することになるのであるが、これらについては、本節では言及せず後段で述べていきたい。

1305年から1315年において、代錢納件数が51件と一時的に増加している。この増加に関する要因や背景等については、私見の限りにおいて見出しきれなかった。

以上により、中世日本における15世紀までの通貨事情については、ある程度の貨幣経済の発展が見られ、一部地域ではあるが農民内においても代錢納を通じて貨幣使用が行われつつあると捉える事ができる。

表1 莊園年貢の代錢納件数の変遷



典拠) 佐々木銀弘「中世商品流通史の研究」(法政大学出版局、1972年) 352頁・第46表より作成。

注) 1305年～1315年の件数は、51件となっている。

3. 15・16世紀の日本・中国における貨幣事情

本章では、15・16世紀の貨幣事情について複数の観点から、筆者自身の考察や議論を展開していく。

(1) 貨幣体制の動搖

15・16世紀における日本・中国の貨幣体制の事実関係について確認したい（表2及び表3）。

中国側の事実関係を示す表2は非常に簡略なものであるが、これを参考するだけでも15・16世紀における貨幣体制は安定せず、揺らぎ続けていたと捉えることができる。この動搖については、明朝は事態の收拾をつけることができず、貨幣体制

の混乱の最中に滅亡していったのである³³⁾。さらに詳しく述べるならば、このような貨幣体制に影響を及ぼしていた最大の要因として、銀貨の中国への流入が挙げられるが、本節では言及せず後段で述べていきたい。

一方、日本側の事実関係を示す表3を参照すると、中国と比べ貨幣体制については1591年に貫高制から石高制へ移行³⁴⁾し、当時の権力者である豊臣秀吉の錢に対する認識が変化する（市場においては変化していない）までは比較的安定していたと捉えることができる。ここで、表3中にある3つの撰錢令については、それぞれ内容を考察すると、日本の貨幣体制の変遷を反映していると指摘することができるが、これについても本節では言及せず後段で述べていきたい。

表2及び表3での、中国側及び日本側の錢貨に関する史実については、1990年代に連動性の観点で、足立と大田による論争³⁵⁾が行われた。ここで、改めて表2及び表3を比較しつつ、改めて考察を加えていきたい。

中国における通貨秩序の動搖は、1460年代の北京に始まり、徐々に地方に拡大していく経過が見られる。ほぼ同時期の日本においても同様に、1485年、日本における最初の撰錢令が大内氏城下に発せられたのを契機に、各地に広がりを見せるようになった。また、1565年の錢市場に対する国家介入の放棄という中国側の事態と1591年の貫高制から石高制への移行という日本側の事態も通貨秩序の動搖という観点において同様であったと言えるであろう。これは、中国・日本双方の中央政府が、錢に対する依存度（信用度）を下げ、錢に替わるもの（中国では銀、日本では米）への依存度（信用度）を上げたという共通点であり、追随するものであった。

しかし、ここで少し時期を遡ってみたい。1394年、中国において銅錢の使用禁止政策が採られている一方で、その直後の15世紀初頭の日本では、朝貢貿易隆盛等の要因により、日本国内に大量の銅錢流入が見られている。これは、中国での貨幣流通の衰退期に対し、日本では貨幣流通隆盛期を

迎えている³⁶⁾と説明しうる。

以上のような史実関係からにおいても、15世紀半ば以降、日本・中国の両者においても撰錢令が発せられるようになったことから、貨幣事情が大きく変容していったことは見て取ることができる。

表2 中國側年表

1375年	鈔法（紙幣制度）導入。 銅錢を補助的通貨立場とする銭鈔二貨制となる。
1394年	鈔流通確保を目的とした銅錢の使用禁止。
1435年	両広地方で錢使用が解禁される。（明朝は依然として使用禁止を貫く。）
1453年	鈔法不振により、錢と鈔の兼用が公認される。（錢は民間使用。）
1460年代	撰錢現象が発生し、既存の通貨秩序が動搖する。 明朝による撰錢令が施行され、宋錢を中心とする「旧錢」が基準通貨として機能する。
1500年代	価値の低い低錢が市中で拡大し、市中における支配的地位を獲得する。
1565年	明朝は、貨幣経済の混亂をもたらすため、民間の錢市場に対する國家介入を放棄する。

（出典）大田由紀夫「一五・十六世紀中国における錢貨流通」（『名古屋大学東洋史研究報告』第21号、1997年）第1章より作成。ただし原典は、「明太祖実錄」洪武八年三月辛酉朔の条及び「明太祖実錄」洪武二七年八月丙戌の条、「明英宗実錄」宣德十年十二月戊午の条、「万曆大明会典」卷三一・庫藏二・鈔法、「皇明経法事類纂」卷一三・鈔法「錢鈔相兼行使例」、「明世宗実錄」嘉靖六年十二月甲辰朔の条、「明世宗実錄」嘉靖四四年五月戊午の条。

注) 大田は同上論文において、この時期での他の事柄についても言及しているが、本表では日本・中国間の連関性が窺える事柄のみを挙げている。

表3 日本国側年表

1390年代	南北朝動乱収束による錢貨流通が回復期を迎える。
1401年 (応永3年)	明朝海禁政策の方針転換と日明關係修復による朝貢貿易隆盛に伴う大量の銅錢流入。
1485年 (文明17年)	大内氏による日本最初の撰錢令が発令される。
1500年 (明応9年)	室町幕府初の撰錢令が発令される。
1569年 (永禄12年)	織田信長による撰錢令が発令される。
1591年 (天正19年)	豊臣秀吉による貫高制から石高制への移行。

（出典）大田由紀夫「一五・十六世紀東アジアにおける錢貨流通—日本・中国を中心として—」（『人文学科論集 鹿児島大・法文』第48号、1998年）第2章及び、同「十二～十五世紀初頭東アジアにおける銅錢の流布—日本・中国を中心として—」（『社会経済史学』第61巻2号、1995年）第2章第2節、神木哲男「中世後期における物価変動」（『社会経済史学』第34巻1号、1968年）33頁より作成。ただし原典は、佐藤進一・池内義賀編「中世法制史料集」第二巻（岩波書店、1957年）及び佐藤進一・池内義賀・百瀬今朝雄編「中世法制史料集」第三巻（岩波書店、1965年）、佐藤進一・百瀬今朝雄編「中世法制史料集」第五巻（岩波書店、2001年）。

（2）撰錢令

まず、撰錢令の定義について確認していきたい。日本中世貨幣史研究の第一人者とされている小葉田淳によると、撰錢とは、善錢と惡錢、つまり1枚が1文として通用する錢と1文としては通用し

かねる錢というように錢を選別する行為であり、撰錢令とは、この選別行為を禁止する命令である³⁷⁾としている。そして、撰錢令が発せられるということは、当該支配地域において悪錢の流通が拡大し、錢市場が混乱している状態にあると言えるのである。

この錢の選別行為禁止令の内容については、時代を経るにつれて常に変化しており、中世日本での錢市場の動きを捉えることができるものとして、4つの撰錢令を挙げたい。

第一は、1485年に大内氏城下において発せられた撰錢令である。これは、「さかひ錢」・「こうふ錢」・「うちひらめ」といった悪錢を除いてほとんどの貨幣の撰錢を禁止し、永楽錢・宣徳錢の使用限度について言及している³⁸⁾。しかし、1496年に禁制³⁹⁾が発せられた際には、「文明十七年の御定法也、このむねをまもるへし」と再度、文明十七年(1485年)の撰錢令の遵守を掲げている。これは、文明十七年の禁令が、浸透せず、効果を上げることができなかつたと捉えることができる。この時期の日本の撰錢令は、撰錢対象貨幣は中国とは異なるものの、錫鉛錢・破損錢という悪錢を除いて撰錢を禁じ、明錢と旧錢とを区別せず枚数通り行使させた1461年の中国側の撰錢令⁴⁰⁾とほぼ同一の内容であるといえる。これは、中国から日本へ流入し、日本国内に流通していた錢は中国でも幅広く使われていた、いわゆる精錢の類であったためだと考えられる。

第二は、1500年の室町幕府最初の撰錢令についてである。この撰錢令は、大内氏同様、原則として撰錢を認めないが、日本産の私鑄錢については撰錢を認めるとしている⁴¹⁾。この撰錢令についても、上述の1461年の中国側の撰錢令とほぼ同一の内容である。これにより、中世日本の中心地である京都に錢市場が拡大したと捉えることができるため、山口と京都の西日本(本州)での中世都市では、錢市場が形成されつつあったと捉えることができる。

続いて第三には、1506年に発せられた幕府の撰錢令を挙げる。これについては、悪錢の混用率を

32パーセントと明記している⁴²⁾。この内容は、明錢と旧錢との間に公定比価を設ける明朝中期以降に発せられた中国側の撰錢令⁴³⁾と一致している。そして、その後の幕府の撰錢令において、混用率は20パーセントへと変化していく⁴⁴⁾。これは、幕府の悪錢通用を強制しようとする貨幣政策が時代を経るにつれて、後退を余儀なくされており、この意味において、幕府が本来意図した撰錢令の効果は十分に現れていないとの見解を神木哲夫は述べている⁴⁵⁾。さらに、神木の見解に付け加えるならば、たしかに悪錢の混用率を32パーセントから20パーセントへ下げることは、悪錢の通用率を引き下げ、市場における錢の全体量に占める悪錢の割合の低下と直結する。このような状況から、この時期の撰錢令は、錢市場の求めている内容とはかけ離れており、そのため撰錢令の効果が上がらず、結果として市場の思うがままになっていたのではないだろうか。16世紀初頭は錢市場の繁栄期であり、国家よりも市場が主導権を持ち、そのためその繁栄を阻害しかねない内容を伴う撰錢令は、錢市場の動きとは逆に停滞もしくは後退したと捉えることができる。

最後に、1569年に織田信長によって発せられた幕府の撰錢令である。この織田信長の撰錢令は、悪錢10種の減価率を明記したという新たなものであった⁴⁶⁾。従来の撰錢令は、前述してきたように原則として、悪錢と精錢を同価値通用とするものであった。この織田信長の撰錢令は、従来の幕府の貨幣政策の転換期であり、悪錢10種という詳細な内容を持っていることから市場の撰錢行為を以前よりも明らかに反映したものであると捉えることができる。この点に関しては、神木もまた、この撰錢令が錢市場の現実を反映したものであるとみなすことができ、これこそまさに中世日本が到達した貨幣流通のあり方を示すものであった⁴⁷⁾との見解を述べている。また、中国側の明朝中期以降に発せられた撰錢令と比較すると、日本の撰錢令の方が市場での通用価値をより詳細に規定している。この背景として考えられるのは、中国からの悪錢の流入量の増加⁴⁸⁾であり、この増加により

貨幣全体量に占める精銭の割合が大幅に減少したからではないだろうか。これらによって日本の銭市場は、1485年の大内氏の撰銭令において撰銭対象となっている「うちひらめ」を通用銭として受け入れなければならないほど、悪銭が氾濫していた状況にあったと推測でき、この銭市場の状況は中国のものよりも悪化していたと捉えることができる。

以上において、重要な節目と考えられる4つの撰銭令についてその内容を追ってきた。

前述したように、1485年から1506年についての撰銭令は、中国側のものと比較するとほぼ同一の内容であると言える。これは、中世日本においてこの時期は中国銭に全面的な依存をしている銭市場が繁栄期を迎えており、中国の銭市場の影響が最も強く反映されていたからであると推測することができる。

その後における1569年の撰銭令では、この状況は大きく異なり、日本の銭市場において悪銭の氾濫が顕著になってきたと考えられるとすでに述べた。この状況の契機となりうる日本側の事情として、1512年から1542年まで撰銭令が発せられなかつた⁴⁹⁾ことが考えられるが、悪銭拡大の風潮の中、なぜ撰銭令が発せられなかつたのか詳細な面については先行研究⁵⁰⁾の中でも不明とし、また私見の限りでも史料を見出せなかつた。しかし、中国側の事情としては、1565年の銭市場への国家介入の放棄が挙げられる。これは、明朝国家財政の銀への移行⁵¹⁾と換言することができ、それまで国の大支で用いられてきた銭の需要分が減少し、使用されなくなつた悪銭を多分に含む銭が日本に流入し、急激に日本の銭市場を悪化させたのであろうと推測することができる。

(3) 銭価変動

銭価変動について先行研究では、これまで一国単位での言及がなされてきている⁵²⁾。しかし、私見の限りでは日中両国間の状況を比較した言及はなされていない。本節では、日中間での銭価変動という観点における通貨状況を論じていきたい。

中国からもたらされた銭は、1枚1文という価格係数単位を持っていた⁵³⁾が、その価値については現在の貨幣と同様に、その当時の銭市場の状況により常に変動していた。このことは、日本・明に関わらず同様の事態が起こっていた。この、日明両国における銭価変動の様子については以下の表4・表5の通りである。

表4は明における銀1両に対する銭価の推移であり、表5は日本における米1石に対する銭価の推移である。その推移は、表4・表5とともにグラフが下降すれば銭貴状態を示すものとなる。銭貴状態については神木が言及している。それは、市場における悪銭の受け取り拒否という行為によって、精銭、あるいはそれに準ずる価値の高い銭が流通過程に現れているのであって、この点でいわば現実に流通しうる銭量に一定の限界がある。このことは、当然に一種の銭不足に陥ることを意味し、従って物価が下落傾向になる⁵⁴⁾としている。このことは、不足傾向にあった銭にとっては1文の価値が高まることとなり銭貴状態を招くこととなつた。

よって、明においては15世紀半ば頃から、日本においては16世紀半ば頃から銭貴状態が続いている。この点においては、銭価変動は日明両国で同様の事態であると捉えることができる。しかし、年数を合わせて両者を比較していくとその差異を読み取ることができる。1540年代から徐々に日本が銭貴状態に入ると、明では銭価が下落しているのである。そして、1590年頃に日本で大きく銭価が下落すると、明では銭価がそれまでと比べて倍程度上昇している。このように日本と明の銭価は、正反対の動きをみせている。

しかし、ここで問題点と考えられる点を2点挙げておきたい。第一に、日本における15世紀から16世紀初頭の銭価変動に関する史料を得ることができなかつたため、1532年以降の年代でしか考察を行うことができなかつた。第二に、表5において使用している「米」について、それぞれの年数毎における豊作や凶作といった米の収穫量を考慮に入れた点を検討することができなかつた。以

上の2点を、今後の課題としておきたい。

これらの問題点を考慮したとしても、1532年以降に限定したものであるが、明において、錢が不足し錢価が上昇することは日本への錢の流出量増加と関係していると考えられる。その明から日本へ流出していく錢の中に多分に惡錢が含まれていたためか、その後の日本において惡錢が増大した状況が推測され、錢貨の下落という現象が発現したのではないだろうか。

表4 明における錢価変動（銀1両につき）

年代	文（官価）	年代	文（官価）
1375年	1000	1538年	700
1466年	800	1543年	700
1481年	800	1544年	700
1488年	700	1563年	700
1496年	700	1567年	800
1506年	700	1576年	1000
1512年	700	1587年	500
1524年	700	1599年	500
1527年	700		

（出）大田由紀夫「一五・一六世紀中国における錢貨流通」28頁より作成。

表5 日本における錢価変動（米1石につき）

年代	文	年代	文
1532年	1	1580年	0.5
1567年	0.71	1581年	0.5
1568年	0.5	1582年	0.5
1569年	0.5	1583年	0.5
1570年	0.5	1584年	0.5
1571年	0.5	1585年	0.5
1574年	0.5	1586年	1.18
1576年	0.5	1590年	1.16
1577年	0.5	1593年	0.63
1578年	0.5	1595年	0.63
1579年	0.5		

（出）京都大学近世物価史研究会編「一五～一七世紀における物価変動の研究」39～43頁より作成。

（4）日明貿易及び銀の動向

中国から日本へ錢が流出する原因として挙げることのできる最大の要因は、日明貿易である。この日明貿易には、幕府が中心となっていた勘合貿易と民間によって行われていた密貿易（私貿易）の2つのルートが存在し、それぞれにおいて錢が取引されていた。

勘合貿易においては、貿易開始初期から明朝皇帝によって与えられる品々の中に銅錢が含まれていた⁵⁵⁾ことが、史料から明らかになっている。の中には、大内氏等の撰錢令の条文に記されてある宣徳錢が日本へ到来してきた⁵⁶⁾との記述も見る

ことができる。しかし、勘合貿易の派遣回数は19回だったとされており⁵⁷⁾、この19回で15・16世紀に急激に拡大する中世日本の貨幣経済が必要とするだけの錢が供給されていたとは考え難い。

この勘合貿易での不足分の錢量を補っていたのが密貿易であったと推測できる。密貿易については、小葉田をはじめとする先行研究によって、密貿易の拠点が福建省龍溪県月港であった⁵⁸⁾ことはすでに明らかになっている。この中国錢輸出の中心地であった龍溪の錢に関する状況については、顧炎武はこの龍溪において「極惡」錢が流通していた地域であると述べ、また、龍溪より南方にある詔安の錢を「極精」錢としており⁵⁹⁾、龍溪から南へ進むにつれて錢質が向上することを窺うことができる。

このような中国の錢の事情に大きく関係していたものは、中国への倭銀（日本銀）の流入であった。倭銀は、15世紀に入り、海外からもたらされた精錬技術が拡大したことから石見を中心として生産が増大し、1540年代から本格的に中国への流入が始まった⁶⁰⁾。中国への倭銀流入が始まったころから、龍溪は中国錢の輸出基地であるとともに倭銀流入の拠点でもあった⁶¹⁾。この点についても顧炎武によって、龍溪周辺が銀流入により銀行使を始めていることが示されている⁶²⁾。また、16世紀半ば頃の日本の主要輸入品を示すものの一つとして、「古文錢」が挙げられ、日本では錢を鋳造せず専ら「中国古錢」を用いるとして、銀との交易価格が明示されている。その交易価格は、通常では錢1千文に対して銀4両であるとしているが、「福建私新錢」であるならば錢1千文に対して銀1両2錢であるとしている⁶³⁾。このことは、福建の「極惡」錢が、銀を取引する密貿易によって、日本へ輸出されていたという事実を示している。そして、この龍溪の中国錢輸出と倭銀流入の拠点であるという役割は、1567年、明朝が龍溪の港を日本との取引禁止を条件とした公貿易の拠点と定め、それまで行われてきた密貿易および中国錢輸出を完全に禁止したことによって終焉を迎えた⁶⁴⁾。

以上のような錢と銀の交易関係については、大

田が龍溪への銀流入についての見解を示している。1540年代からの倭銀流入が激しい地域ほど銀行使が広く浸透したために銭の重要度が低下、銭の貶質化が進行し、その進行の程度は龍溪周辺地域における銀流入の度合いに比例しているとしている⁶⁵⁾。また、大田は中国における銀流入が日本に及ぼした影響についての一連の流れも述べている。その一連の流れは、石見銀の産出により銀量が増加し、「日本銀流入→龍溪における銭の貶質化→交易による日本への低銭大量流出→日本国内における劣悪な悪銭の流通→撰銭行為の激化・変容」⁶⁶⁾であると主張している。

これらのような通貨事情の動きが、日明間での銭のあり方に対して影響を与えたのは間違いないであろう。しかし、従来からの説にあるように1540年代に中国に倭銀が流入して半世紀も経過しない間に、日明両国において銭体制が崩壊したとするのは少々強引ではないだろうか。前述した大田が主張する一連の流れは理解しやすいものであるが、主に高額貨幣として用いられた銀貨が流入したとしても、民間市場に流通している小額貨幣である銭にまでそれほど大きな影響は及ばないと推察される。

この日明間の交易における変化の要因は、研究者たちが主張しているような倭銀の流入ではなく、銭の多くが取引されていたと思われる密貿易が龍溪の一ヶ所になっていたことではないだろうか。日明貿易に関する史料においても、銭に関する記述は中期から後期よりも初期から中期に偏っている⁶⁷⁾。これにより、密貿易つまりはその拠点である龍溪に中国銭の輸出量が過度に集中し、明朝後期へと年数を経るにつれて増加していくと推測することができる。このような龍溪における過剰な銭量の取引が、龍溪の銭量を低下させ、この低下分を回復させ、日本との密貿易において継続した利益を獲得するために、大量ではあるが銭質が非常に悪い「極悪」銭を鋳造し、市場に流通させたのではないだろうか。そして、この「極悪」銭が日本との交易に用いられ、日本の銭市場を徐々に変容させていったのであろう。

おわりに

従来の研究で定説となっている、中国において銭体制の変容が生じたからこそ結果として最終的に、日本の銭体制に影響を及ぼしたとする点については、異論を唱える余地はないと考えられる。しかし、本稿では、その前提とされている日本銀の流入を原因として中国における銭体制が変容し、それが日本の銭体制の変容の契機となったとする点に、疑問を投げかけた。つまり、銭体制崩壊の一連の流れを説明するならば、龍溪において一定の銭質を保つための限界を上回る銭が日本との取引によって流出し、その後、龍溪の市場に「極悪」銭が流通した。そして、日本との取引にその「極悪」銭が用いられ、日本に流入したことによって日本の銭市場の悪化をもたらし、撰銭令の変容という日本の銭体制の動搖を招いたとするものである。

本稿においては以上の点を結論としたが、論を展開していく際ににおいて、中国側、特に福建省の経済事情や龍溪周辺での交易事情等といった通貨に関する局地的地域と日本との比較について言及を行うまでには至っていない。この点については、中国を中心とする通貨事情を論じるには必要であると考えられるため、ここに今後の課題の一つとして挙げておきたい。

注

- 1) 小葉田淳『日本貨幣流通史』(刀江書院、1969年)。
- 2) 足立啓二「中国から見た日本貨幣史の二・三の問題」(『新しい歴史学のために』第203号、1991年)。
- 3) 櫻木晋一「出土銭貨からみた中世貨幣流通」(鈴木公雄編『貨幣の地域史 一中世から近世へ』岩波書店、2007年) 等。
- 4) 足立前掲注2論文「中国から見た日本貨幣史の二・三の問題」。足立は、中世日本では自鋸せず、中国の国家的信頼を獲得していた中国の貨幣に依存し、貫高制を形成していた。そのため、1460年代の中国銭体系の崩壊に追随して、日本においても銭体系の崩壊が始まったとし、日本と中国は連動性を持ち、日本は中国の内部貨幣に取り込まれていたとした。

大田由紀夫「一二~一五世紀初頭東アジアにお

- ける銅錢の流布 一日本・中国を中心としてー」(『社会経済史学』第61巻2号、1995年)。一方、足立の論に対し大田は、中国での「宝鈔」と呼ばれる紙幣の専用化政策と銅錢使用禁止政策の同時施行と日本での銭使用拡大の時期が一致している。よって、銅錢は中国で使用されなくなったため、日本に流入するようになったと捉えた。銅錢は、中国の国家的信託を失つてもなお、日本市場で受容されうる貨幣であり、足立の論は成立しないとした。大田の貨幣に関する研究論文については多数執筆されているが、ここでは足立の見解を批判した当該論文の紹介のみにとどめておく。
- 5) 黒田明伸「東アジア貨幣史の中の中世後期日本」(鈴木公雄編『貨幣の地域史 一中世から近世へ』岩波書店、2007年)。
 - 6) 同上論文、24頁。
 - 7) 同上論文や櫻木前掲注3論文「出土銭貨からみた中世貨幣流通」等に、それに関する言及がある。
 - 8) 桜井英治「銭貨のダイナミズム—中世から近世へ」(鈴木公雄編『貨幣の地域史 一中世から近世へ』岩波書店、2007年) 320~321頁。
 - 9) 同上論文、321頁。
 - 10) 櫻木前掲注3論文「出土銭貨からみた中世貨幣流通」74頁。
 - 11) 本多博之「戦国・豊臣期の貨幣流通と東アジア」(岸田裕行編『中国地域と対外関係』山川出版社、2003年)。
 - 12) 足立啓二「明清時代における錢經濟の発展」(中国史研究会編『中国專制国家と社会統合』文理閣、1990年)。
 - 13) 第1節は、今谷明・久留間典子・笹本正治・佐久間貴士・網野善彦・松岡心平・脇田晴子・横井清・千々和到・細川涼一『岩波講座 日本国通史 第9巻』(岩波書店、1994年) 及び勝俣鎮夫・金龍静・池上裕子・桜井英治・山室恭子・小島道裕・千田嘉博・黒田日出男・佐伯弘次・高橋公明・佐々木史郎『岩波講座 日本国通史 第10巻』(岩波書店、1994年)、朝尾直弘・玉井哲雄・秋澤繁・渡辺信夫・紙屋敦之・三鬼清一郎・横田冬彦・高瀬弘一郎・杣田善雄・原口正三『岩波講座 日本国通史 第11巻』(岩波書店、1993年)における「通史」の項目を参考としている。第2節については、熊本崇編『中国史概説』(白帝社、1998年)185~213頁及び礪波護著『中国(上)』(朝日新聞社、1992年) 173~184頁、森正夫・加藤祐三著『中国(下)』(朝日新聞社、1992年) 17~41頁を参考としている。
 - 14) 足立前掲注2論文「中国から見た日本貨幣史の二・三の問題」1頁。
 - 15) 同上論文、1頁。
 - 16) 本多前掲注11論文「戦国・豊臣期の貨幣流通と東アジア」64頁。
 - 17) 足立前掲注2論文「中国から見た日本貨幣史の二・三の問題」1頁。
 - 18) 同上論文、2頁。
 - 19) 松延康隆「銭と貨幣の觀念—鎌倉期における貨幣機能の変化について」(『列島の文化史』第6号、1989年) 207~208頁。
 - 20) 足立前掲注2論文「中国から見た日本貨幣史の二・三の問題」1頁。
 - 21) 大田前掲注4論文「一二~一五世紀初頭東アジアにおける銅錢の流布 一日本・中国を中心としてー」28頁。
 - 22) 足立前掲注2論文「中国から見た日本貨幣史の二・三の問題」2頁。
 - 23) 同上。
 - 24) Max Weber著、黒正巖・青山秀夫訳『一般社会経済史要論 下巻』(岩波書店、1955年)。貨幣の機能を、欽定的支払い手段と一般的な交換手段の二つに区分し、交換を前提とせず、共同体内の支払いのために貨幣が設定されるとする。Max Weberはこの貨幣を内部貨幣と名付けた。
 - 25) 久光重平『日本貨幣史概説』(国書刊行会、1976年) 22~23頁。
 - 26) 大田前掲注4論文「一二~一五世紀初頭東アジアにおける銅錢の流布 一日本・中国を中心としてー」23~24頁。
 - 27) 同上論文、24頁。
 - 28) この点については、複数の研究者によって見解が統一されている。代表例として、鈴木公雄「出土備蓄銭と中世後期の錢貨流通」(『史学』第61巻3号・4号、1992年)が挙げられる。
 - 29) 包恢『敝帚藁略』卷一、所収「禁銅錢申省状廻東運使」。「(前略) 錢之泄者亦少聞之、每歲不下四五十舟(後略)」
 - 30) 佐々木銀弥『中世の商業』(至文堂、1961年) 26~27頁。具体例として、東大寺領美濃国茜部庄や同大井庄、姉小路三位家領尾張国富田庄北馬鳴、祇園社領越中国堀江庄、称名寺領加賀国輕海郷山方等を挙げている。
 - 31) 「若狭太良庄雜掌申状并惡党人藏物注文案」(東京大学史料編纂所編「大日本古文書 東寺文書一」東京大学出版会、1970年)。「(前略) 當庄新檢校並孫次郎以下百姓等、爲賣買立出彼市之處、伺此折、差遣件日野兵衛以下大勢於彼市庭、奪取新檢校等所持錢貨并所買持網布以下色々資財物等、剩擄捕其身等之條、爲白中事之間、往行市人等驚耳目之者也、(後略)」
 - 32) 大田前掲注4論文「一二~一五世紀初頭東アジアにおける銅錢の流布 一日本・中国を中心としてー」37~38頁。
 - 33) 大田由紀夫「一五・一六世紀中国における錢貨

- 流通」(『名古屋大学東洋史研究報告』第21号, 1997年) 6頁。
- 34) 貫高制から石高制への移行に関しては、浦長瀬隆『中近世日本貨幣流通史』(勁草書房, 2001年)等の研究がある。
- 35) 足立前掲注2論文「中国から見た日本貨幣史の二・三の問題」。足立は、銭貨体系について、日本と中国は連動性を持ち、中世日本は中国の内部貨幣に取り込まれていたと主張した。大田前掲注4論文「一二～一五世紀初頭東アジアにおける銅錢の流布 一日本・中国を中心として」。一方、大田は、銅錢は中国で使用されなくなつたからこそ、日本国内に流通するようになったのであり、よって足立の見解は成立しないと反論を行つた。
- 36) 大田前掲注4論文「一二～一五世紀初頭東アジアにおける銅錢の流布 一日本・中国を中心として」37～38頁。
- 37) 小葉田淳「通貨と量・権衡について」(京都大学近世物価史研究会編『一五～一七世紀における物価変動の研究』読史会, 1962年) 1頁。
- 38) 「大内氏掲書」文明十七年四月十五日(佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第三巻、岩波書店, 1965年、所収「大内氏掲書第六十一条・第六十二条」)。
 「上下大小をいはす、ゑいらく、せんとくにおいてハ、えらふへからす、さかひ錢とこうふ錢なむ切の事也。うちひらめ・此三いろをはえらふへし、但、如レ此相定らるゝとて、永樂、せんとくはかりを用へからす、百文の内、ゑいらく、せんとくを卅文くハへて、つかふへし。」
- 39) 「大内氏掲書」明応五年(前掲書『中世法制史料集』第三巻所収「大内氏掲書 第一五七条～第一五九条」)。
 「一 あくせんにて物をかふ事
 但、さかいせに、こうふ、なわきりの事也。うちひらめ、このミいろハ、りせんはいゝにえらふへき也、かくのことくとて、又ゑいらくせんとくはかりにて、ものをかふへからさるよし、文明十七年の御定法也、このむねをまもるへし。(後略)」
- 40) 「錢鈔相兼行使例」天順四年(『皇明条法事類纂』卷一三・鈔法)。
 「(前略)先該、直隸真定府阜平縣知縣趙忠奏稱、有等貪利之徒、凡有買賣、將行使銅錢、號為大様、小様、双边、沙版、圓祿、挑揀使用、又將洪武、永樂、宣德銅錢、不行遵使、小民受矯、今凡買賣之家、徐假錢、錫錢外、但係歷代并洪武、永樂、宣德及銅錢折二、當三、依數准使、不許挑揀、等因(後略)」
- 41) 「洛中洛外酒屋土倉条々」永正元年八月廿三日(佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第二巻、岩波書店, 1957年、所収「室町幕府法追加法第三二〇条」)。
- 42) 「一 商賈輩以下撰錢事
 近年恣撰錢之段、太不可_レ然、所詮於_レ日本新鑄料足_レ者、堅可_レ撰_レ之、至_レ根本渡唐錢_{水銀洪武宣德}等_レ者、向後可_レ取_レ渡之_レ、但如_レ自餘之錢_{一可_レ二相交_レ}、若有_レ・違背之族_レ者、速可_レ被_レ處_レ嚴科_レ矣、」
- 43) 「撰錢事」永正三年七月廿二日(前掲書『中世法制史料集』第二巻所収「室町幕府法追加法 第三四四条」)。
- 44) 「撰錢事」
 右、度々後_レせいはるにまかせて、京錢、うちひらめ等、これをせんし、其外のとたう錢、ゑいらく、こうふ、せんとく、われ錢_{但、われとをらざる者}以下、とりあわせて、百文に三十二錢可_レ在_レ之_{けり}う三ふん一向後取わたすへし、若いほんの族あらハ、隨_レ注進_レ可_レ被_レ處_レ罪科_レ之由、所下被_レ仰下_レ候_上也、仍下知如_レ件、」
- 45) 大田前掲注33論文「一五・一六世紀中国における錢貨流通」5頁。
- 46) 「定 撰錢事」永正九年八月卅日(前掲書『中世法制史料集』第二巻所収「室町幕府法追加法第三八五条」)。
 「一 百文の内、口さしの分、ふるせに₊洪武₋宣德_ニ、永樂_{六文}已上廿文なり、」
- 47) 神木哲男「中世後期における物価変動」(『社会経済史学』第34巻1号, 1968年) 34頁。
- 48) 「織田信長撰錢定書案」永祿十二年三月一日(佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第五巻、岩波書店, 2001年、所収「第一部法規・法令 第六八六条」)。
 「一ころ せんとく やけ錢 下_レの古錢以_レ一倍_レ用_レ之、
 一ゑ明_シやう おほかけ われ すり以_レ五増倍_レ用_レ之、
 一うちひらめ なんぎん以_レ十増倍_レ用_レ之、
 此外不可_レ撰事(後略)」
- 49) 神木前掲注45論文「中世後期における物価変動」36頁。
- 50) 大田由紀夫「一五・一六世紀東アジアにおける錢貨流通 一日本・中国を中心として」(鹿児島大学法文学部『鹿児島大学法文学部紀要 人文学科論集』第48号, 1998年) 46～47頁。
- 51) 前掲書『中世法制史料集』第二巻。当該書に記載されている室町幕府法及びその追加法について、永正9年(1512年)から天文11年(1542年)の間に、撰錢令に関する法令を確認することができなかつた。
- 52) 神木前掲注45論文「中世後期における物価変動」34頁。
- 53) 大田前掲注33論文「一五・一六世紀中国における錢貨流通」5頁。

- る錢貨流通」6頁。
- 52) 神木前掲注45論文「中世後期における物価変動」等の論文がある。
- 53) 足立前掲注2論文「中国から見た日本貨幣史の二・三の問題」1頁。
- 54) 神木前掲注45論文「中世後期における物価変動」34頁。
- 55) 「徳川文書」(湯谷稔編『日明勘合貿易史料』国書刊行会, 1983年, 77頁)。
 「明主賜足利義満
 勅日本國王源道義, 王忠賢明信, 敬恭朝廷, 殇戮兇渠, 遠獻俘獲, 使海濱之人咸底安息, 優功之茂, 今古鮮儕, 茲特賜王禮物, 以示旌嘉之意
 王其受之, 故勅,
 花銀一千兩計四十錢
 銅錢一萬五千貫 (後略)」
- 56) 「大乘院日記目録」(湯谷前掲書『日明勘合貿易史料』158頁)。
 「(前略) 享徳三年十月十三日, 唐船歸朝, 宣徳錢到來,」
- 57) 湯谷前掲書『日明勘合貿易史料』635~638頁。
 ただし, 帰朝した記録のないものは除く。
- 58) 小葉田前掲書『日本貨幣流通史』613~615頁。
- 59) 顧炎武『天下郡国利病書』第二六冊・福建, 所収「漳浦県志」。
 「(前略) 詔安極精, 漳浦次之, 龍溪則極惡亦用之, (後略)」
- 60) 本多前掲注11論文「戦国・豊臣期の貨幣流通と東アジア」68~70頁。
- 61) 大田前掲注48論文「一五・一六世紀東アジアにおける錢貨流通 一日本・中国を中心として一」46~47頁。
- 62) 顧炎武前掲書『天下郡国利病書』所収「漳浦県志」。
 「(前略) 今民間皆用銀, 雖窮鄉亦有銀秤 (後略)」
- 63) 鄭若曾『籌海図編』卷二・倭国事略, 所収「倭好」(中国兵書集成編委会編『中國兵書集成』第15冊, 解放軍出版社, 1990年)。
 「倭不自鑄, 但用中國古錢而已, 每一千文價銀四兩, 若福建私新錢每千價銀一兩二錢, 惟不用永樂, 開元二種。」
- 64) 黒田明伸「環シナ海経済における一六世紀日本の貨幣流通」(『歴史学研究』第703号, 1997年)79頁。
- 65) 大田前掲注33論文「一五・一六世紀中国における錢貨流通」14~15頁。
- 66) 大田前掲注48論文「一五・一六世紀東アジアにおける錢貨流通 一日本・中国を中心として一」47頁。
- 67) 多数あるが, 例えは「明実錄」(湯谷前掲書『日明勘合貿易史料』243頁)の, 「(前略) 成化十四春正月甲子朔, 辛巳, 賜日本國王錢五萬文, 今其使臣妙茂等齋回, (後略)」等を確認することができる。